

津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る
公募型プロポーザル
仕様書

令和2年5月

津山市議会事務局

1. 業務名

津山市議会関連文書共有システム導入業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、津山市議会において、議員全員にタブレット端末を配備し、津山市議会関連文書共有システム（以下「システム」という。）を導入することにより議会運営の効率化や議員活動の活性化を図ることを目的とする。

3. 履行期間

令和2年9月1日から令和5年8月31日までとする。なお、諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議のうえ決定する。

4. 基本方針

別に定める「津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る公募型プロポーザル基本方針」のとおりとする。

5. 業務の種類

本業務の内容は、以下のとおりであり、一括して行うものとする。

- (1) タブレット端末、アクセサリ及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）
- (2) 関連文書共有システムの導入
- (3) システムの運用・保守
- (4) システムの運用に必要な通信サービスの提供
- (5) 研修会（タブレット端末及び関連文書共有システムの操作説明）

6. 業務の内容

- (1) タブレット端末等

①数量及び規格等

ア) タブレット端末（Apple製 iPad Pro） 30台

※端末モデルは第4世代もしくは購入時の最新モデル

- ・Wi-Fi+Cellularモデル
- ・画面サイズ 12.9インチ
- ・容量 128GB以上
- ・重量 650g以下
- ・充電器及び充電用ケーブルが付属されていること。
- ・日本国内で提供されている4G/LTE回線が使用でき、安定的に利用できること。

・色は、可能な限り同一色とすること。

イ) タッチペン 30本

・Apple Pencil (第2世代)

ウ) タブレット専用カバー 30台

・iPad Pro 12.9インチ用カバー

・スタンド機能のあるもの。

エ) 画面保護フィルム 30枚

②設定等

ア) 初期設定に必要な事項は、津山市と協議の上決定すること。

イ) 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。

ウ) 1台毎に管理番号を付することとし、管理台帳を作成すること。

エ) 管理番号をタブレット端末にラベル貼付すること。

オ) 初期設定(必要なアプリケーションのインストールを含む)を行うほか、タブレット専用カバーの装着や保護フィルムの貼り付け等も行い、すぐ使用できる状態で納品すること。

カ) 1台毎に、メールアドレス・ID及びパスワードを付与すること。

キ) インターネットに接続できる状態で提供すること。

(2) アプリケーション等

①アプリケーション

ア) メッセージ配信機能を提供すること。なお、提供にあたっては、管理者から送信するメッセージ配信について、個人が特定できる開封確認の機能を備えること。

イ) カレンダー機能を提供すること。なお、提供にあたっては、個人のスケジュール管理のほか、議会スケジュールを共有できること。また、その初期設定を実施すること。

ウ) アプリケーションストアからは、ハードウェアメーカーにより審査されたアプリケーションのみがインストールできること。

②端末管理サービス (MDM)

ア) 盗難・紛失時に、タブレット端末に対して遠隔操作でロックが可能なこと。

イ) 盗難・紛失時に、タブレット端末に対して遠隔操作でのデータ消去が可能なこと。

ウ) SIMカードの抜き差しを検知できること。

エ) 料金の請求は、通信料と一括請求とすること。

(3) データ通信等

ア) 通信回線30回線を提供すること。

イ) データ通信については、全ての回線で、1回線毎の通信量とし、1ヶ月あたり5GB以上の通信量を含むこと。また、最低でも5GBまでは通信速度が制限されないこと。

- ウ) データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。
- エ) 前日までの回線毎使用データ量を専用システムで閲覧できること。
- オ) 通信料金を専用システムで当月料金（概算）及び前月確定料金を閲覧でき、請求データをCSV出力可能なこと。

(4) 関連文書共有システム

①基本要件

- ア) シンプルな画面構成で直感的な操作が可能なシステムであること。
- イ) 管理者の負担が最小限のものとなるよう配慮されていること。
- ウ) 選挙による議員の入れ替えなどによる利用者の変更に対応できるシステムであること。
- エ) 関連文書共有システム上に登録する資料は個人情報など重要な内容を含むため、情報セキュリティ面に十分配慮すること。
- オ) タブレット端末30台のライセンス費用を含むこと。（ライセンス台数の追加を行う場合、何台単位で対応可能か「企画提案書（様式第7号）」に記載すること。その際、別途費用が発生する場合は併せて記載すること。）
- カ) 保存データ容量は10GB以上とすること。（容量の追加を行う場合、何GB単位で対応可能か「企画提案書（様式第7号）」に記載すること。その際、別途費用が発生する場合は併せて記載すること。）

②機能要求事項

資料の管理及び円滑な会議の進行に必要な機能を有するシステムとする。詳細は「津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る機能要件確認書」の機能要求事項を参照すること。

(5) 研修会（タブレット端末及び関連文書共有システムの操作説明）

①タブレット端末操作説明

- ア) 日程 タブレット端末導入後の令和2年8月中とし、本市と協議の上決定する。
- イ) 対象者 議員・議会事務局職員 35名程度
- ウ) 時間及び回数 2時間程度の操作説明会を1回開催するものとする。
- エ) 内容
 - ・基本操作（端末起動、画面の操作、アプリの使用方法、カメラ操作、インターネット検索、メール、スケジュール機能、メッセージ機能等）
 - ・質疑応答

②議会システム利用者説明会

- ア) 日程 タブレット端末導入後の令和2年8月中とし、本市と協議の上決定する。
- イ) 対象者 議員・議会事務局職員 35名程度
- ウ) 時間及び回数 2時間程度の操作説明会を1回開催するものとする。

エ) 内容

- ・ 関連文書共有システムの利用方法
- ・ 質疑応答

③研修会資料

- ・ 研修時の資料については、本市と協議の上、作成し、当日資料は必要部数を印刷して用意すること。
- ・ 研修時の資料については、今後のマニュアルとしても使用するため、書式を整え、本市で加筆訂正ができるワード、エクセル、パワーポイントのいずれかにより作成された電子データでも納品すること。

7. 共通事項

(1) 保守・運用支援

- ①本市からの問い合わせに対応する窓口を設置すること。
- ②契約期間中、円滑な運用ができるようサポート体制を確保し、操作支援を行うこと。
- ③保守・運用支援、障害対応の担当者・連絡先等を記載した体制図を作成し、本市へ提出すること。変更があった場合には体制図を修正し、速やかに本市へ提出すること。
- ④問い合わせ方法及び対応時間については、本市と別途協議する。ただし、タブレット端末の故障、修理、水漏れ等の修理及び全損、盗難、紛失時については、365日24時間対応とし、保証サービスを付けること。また、問い合わせ受付から2日以内で接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等を済ませた代替品を届けること。
- ⑤関連文書共有システムに障害が発生した場合、原則、当日（時間帯によっては翌開庁日）に担当者を本市に派遣し、障害の解消に当たること。復旧が難しい場合は、本市と協議の上、対応策を提案すること。

(2) セキュリティ

第三者による不正使用または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

ア) インターネット及びメールを対象としたセキュリティ対策を講じること。

イ) 遠隔消去・ロック、Webフィルタリング、デバイス制御などが発注者側の管理者において操作できるサービスを導入すること。

(3) 請求及び支払方法

- ①通信料金の請求は月額で払うものとし、全回線分を一括請求すること。
- ②タブレット端末賃借料、補償サービス等の料金と一体で請求すること。なお、タブレット端末賃借料は36か月分で分割した額とすること。
- ③ユニバーサル料は、基本料の中に含めること。
- ④契約途中において台数の増（+20台未満を想定）にも対応することとし、増が生じた場合

における通信料金、タブレット端末賃借料等は、別途本市と協議のうえ決定する。

⑤関連文書共有システムに関する費用（初期設定料を除く）は、月額で支払うものとする。

（４）マニュアルの作成

以下のマニュアルを作成し、紙媒体３２部（ただし、④については紙媒体１０部）、CD-R等（電子データ）１枚を納入すること。

①タブレット端末設定マニュアル

②関連文書共有システム説明書

③利用者操作マニュアル

④管理者操作マニュアル

（５）納品

①運用開始は、令和２年８月とし、初期設定作業等に要する期間を考慮し、本市と相談のうえ納品日を決定する。

②納入の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。

③不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。

④機器の搬入の際、安全管理について市と十分に協議し、事故のないように注意すること。

⑤納品時確認作業は下記のとおりとする。

ア) インターネットの接続確認（各タブレット端末毎）

イ) 各種アプリケーションの起動確認

ウ) 関連文書共有システムの起動確認

（６）その他

①本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。

ア) 津山市個人情報保護条例

イ) 津山市情報公開条例

②本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。

③仕様書の内容について、決定後、津山市の指示又は設備上重大な問題が発生した場合には、協議のうえ、適切に実施すること。